

■神戸高校における人を対象とする調査・実験研究に関する倫理指針

[1] 研究にかかわる者の責任と義務

1. 社会に対する責任と義務

社会に対して誤った情報を提供したり、また学術上の知識の過剰な一般化を行って、人々を欺いたり、混乱させてはならない。

2. 個人に対する責任と義務

すべての人間の基本的な人権を侵してはならない。研究においても、教育や実践活動においても、研究対象となる人々、あるいはともに活動する人々の権利を尊重し、同時にこれらの人々の属する家族、団体、地域社会に不利益をもたらすことのないように配慮しなければならない。研究を行う場合には、目的や方法について十分に説明し、参加への同意を得ることが必要である。また研究の全過程を通じて、客観性、公正性を重んじ、偏見や差別のない態度を維持しなければならない。人間以外の動物を研究の対象とする場合も、生命に対する尊厳をもって接し、動物の福祉に配慮しなければならない。

3. 学問に対する責任と義務

研究においても教育や実践活動においても、科学的態度を堅持し、真理を探究するとともに、研究のオリジナリティや社会的有用性を追求しなければならない。そのために、自らの専門性を高め、心理学的技能の研鑽、専門的知識の蓄積および更新に努め、他の領域の専門家による研究、教育、実践活動に敬意を払い、協力して学問に対する責任を果たさなければならない。

[2] 関連法規・通知等

- (1) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月文部科学省・厚生労働省）
- (2) 社団法人日本心理学会倫理規程（平成 21 年 6 月 6 日）
- (3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (4) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）
- (5) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
- (6) 学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 16 年文部科学省告示第 161 号）

[3] 用語

研究対象者 次に掲げるいずれかに該当する者（死者を含む。）をいう。

①研究を実施される者（研究を実施されることを求められた者を含む。）

②研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者

個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。

個人情報等 個人情報に加えて、個人に関する情報であって、死者について特定の個人を識別することができる情報を含めたものをいう。

匿名化 特定の個人（死者を含む。以下同じ。）を識別することができることとなる記述等の全部又は一部を取り除き、代わりに当該個人と関わりのない符号又は番号を付すことをいう。

なお、個人に関する情報のうち、それ自体では特定の個人を識別することができないものであっても、他で入手できる情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、照合に必要な情報の全部又は一部を取り除いて、特定の個人を識別することができないようにす

ることを含むものとする。

連結可能匿名化 必要な場合に特定の個人を識別することができるように、当該個人と新たに付された符号又は番号との対応表を残す方法による匿名化をいう。

連結不可能匿名化 特定の個人を識別することができないように、当該個人と新たに付された符号又は番号との対応表を残さない方法による匿名化をいう。

[4] 人を対象とする研究と発表について

1. 研究者としての責任と自覚

研究にたずさわる者は、技能の研鑽、専門的知識の蓄積および更新にむけて努力を怠ってはならない。また、研究の実施にあたっては、研究対象者、他の研究者、各自が所属する組織、指導学生などに対してそれぞれの立場に配慮して、倫理的に適切な行動をする必要がある。

2. 研究計画の倫理的配慮

研究を計画する段階においては、あらかじめ倫理的問題が生じる可能性について慎重に検討しなければならない。すなわち、研究対象者の選定、研究方法の選択、研究期間や研究を行う場所の設定、研究成果の公表の方法、研究成果の社会への影響など、研究上のさまざまな面において起こりうる不適切な事態を想定し、それらを予防する手だてを事前に講じておく。

また、調査計画の立案、調査内容の構成、また調査票の作成にあたって、調査に含まれる各質問項目の内容および表現が、特定の立場や考え方を強調していないか、特定方向に回答を誘導していないかなど、慎重かつ厳密に検討し、中立性を保つよう心がけなければならない。

3. 研究倫理委員会等の承認

研究にたずさわる者は、原則として、研究の実施に先立ち、神戸高校研究倫理委員会に、具体的な研究計画を示し承認を受けなければならない。

4. 研究対象者の心身の安全、人権の尊重、プライバシーへの配慮

研究にたずさわる者は、研究対象者の心身の安全に責任をもたなければならない。研究に参加することによって心身の問題や対人関係上の問題が研究対象者に生じないよう真摯に対処する必要がある。また、年齢、性別、人種、信条、社会的立場などの属性にかかわらず研究対象者の人権を尊重しなければならない。

また、具体的な調査の実施計画と調査の内容に関して、プライバシーへの配慮が十分なされているかどうかを検討しなければならない。また、調査の実施によって、調査対象者およびその関係者になんらかの不利益が生じる可能性についても考慮しなければならない。不利益が予想されるときは、直ちに調査の実施計画を中止するなど、適切な手続きをとる。

5. インフォームド・コンセント

実験研究にたずさわる者は、実験参加者に対し、実験の目的・方法、予想される苦痛や不快感などを含む実験内容、さらには実験成果の公表方法、実験終了後の対応について実験を開始する前に十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、原則として、文書で同意を得なければならない。説明を行う際には、実験に関して誤解が生じないように努め、実験参加者が自由意思で実験参加を決定できるよう配慮する。また、実験を途中で中断できることも伝え、中断し

でもなんら不利益を被らないことを保証しなければならない。

また、質問紙調査を行う場合は、調査への回答が、無記名回答か記名回答かを質問票に明記し、記名回答を求める場合は、その理由と記名による不利益が生じないことを説明する必要がある。さらに、調査対象者が調査への参加をあらかじめ同意している場合でも、各質問項目への回答は任意であることを事前に伝えなければならない。

6. 代諾者が必要なインフォームド・コンセント

18歳未満の面接調査対象者には、本人のみならず、保護者や学校関係者に対しても調査の目的や内容について十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、原則として、文書で同意を得なければならない。

また、たとえば、子ども、障害や疾患を有する人、外国人など、認知・言語能力上の問題や文化的背景の違いなどのために、通常の方法の説明では研究内容の理解を得られたと判断できない研究対象者の場合には、理解を得るために種々の方法を試みるなど最善を尽くす必要がある。その努力にもかかわらず自由意思による研究参加の判断が不可能と考えられる場合には、保護者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、原則として、文書で代諾者から同意を得なければならない。

7. 事前に全情報が開示できない場合の事後の説明の必要性

研究計画上、事前に研究対象者に対して研究の目的・内容の全情報が開示できない場合には、原則として、その理由を研究倫理委員会等に説明し、承認を得る必要がある。事前に開示しないことが承認された場合には、事後に情報を開示し、また、開示しなかった理由などを十分に説明し、誤解が残らないようにする。

8. 研究計画の変更に伴う手続き

研究を遂行する過程において、なんらかの理由で研究計画の変更が必要になった場合には、原則として、その変更内容を研究倫理委員会等に事前に提示して承認を得なければならない。また、研究対象者にも変更内容を説明し、研究開始時に行われたインフォームド・コンセントと同様のやり方で、研究参加を継続するかどうかを確認する。

9. 適切な情報収集の手段

研究対象者に関する情報を収集する場合、研究にたずさわる者はその手段が対象者に不利益をもたらすことはないかどうか、事前の吟味を怠ってはならない。質問紙調査やインタビューにおける質問項目、実験やフィールドにおける観察項目などを作成する際には、研究者の観点からだけでなく研究対象者の観点からも、それらの項目が内容的にまた形式的に適切であるかどうかを検討する必要がある。

10. 個人情報の収集と保護

研究にたずさわる者が収集できる個人情報は、研究目的との関係で必要なもののみであり、収集する個人情報の量や範囲をむやみに広げてはならない。収集する個人情報とその入手目的、利用方法に関しては、インフォームド・コンセントの手続きによって研究対象者から同意を得ておく。また、知りえた個人情報は、研究対象者の関係者や所属する集団・組織に漏洩することがないように保護・管理を厳重に行わなければならない。なお、研究対象者の個人情報は、研究上の必要性が消失した場合には、すみやかに廃棄する。

1 1. 映像における個人情報保護

観察を映像化する場合は、研究協力者の肖像権に配慮しなければならない。研究発表等で映像を使う際には、誰に対しどの場面を公開するかを研究協力者に示した上で諾否を確認する。たとえば、子ども、障害や疾患を有する人、外国人など、認知・言語能力上の問題や文化的背景の違いなどのために、通常の方法の説明では映像化について理解を得られたと判断できない研究協力者の場合は、適切な方法や手段で説明することに努め、それでも諾否が確認できない場合には、保護者や後見人などの代諾者に文書で同意を得る。

1 2. 研究協力者の制作物の著作権への配慮

研究の過程で取得した研究協力者の制作物は、研究協力者の著作権に配慮し、許諾を得た上で利用する。また、それらの保管、保護、および廃棄についてはあらかじめそのための手続きを厳密に定めておき、紛失、漏洩、取り違えなどが起こらないようにする。

1 3. 研究成果公表時の個人情報保護

研究にたずさわる者は、研究成果が公表されることによって、研究対象者に不利益が生じないようにする責任がある。不利益を回避する方法を成果の公表前に十分に検討し、公表した後不利益を生じる事態が生じた場合には、すみやかに対処する。研究成果を公表する場合には、研究対象者や周囲の人々、あるいは団体・組織名が特定できる情報は匿名化するなどの工夫を行う。

研究成果を公表する場合、研究開始前にインフォームド・コンセントの手続きによって研究対象者や臨床研究が行われた機関などの同意を得ていたとしても、研究成果の内容を示して、あらためて文書で公表の同意を得ることが望ましい。

1 4. 研究データの管理

研究で得られたデータは、紛失、漏洩、取り違えなどを防ぐために、厳重に保管し管理しなければならない。紙媒体による研究データの保管には施錠できる場所を利用し、電子媒体による保管の場合にはアクセスできる者を限定するなどの工夫を施す。管理者の異動に際しても、研究データとともに管理責任が滞りなく委譲されるようなシステムを構築しておく。

1 5. 調査結果の報告と研究終了後の情報開示と問い合わせへの対応

調査研究にたずさわる者は、調査結果を知りたいと望む調査対象者に対して、可能な範囲で調査結果の報告をすることをあらかじめ約束し、調査研究の終了後にこれを実行しなければならない。

また、研究が終了した後も、たとえ追跡調査などの計画がない場合でも、研究対象者からの情報開示の要求や問い合わせには誠実に対応する。

1 6. 研究資金の適切な運用

研究にたずさわる者は、補助金（助成金）などを運用して研究や実践活動を行う際、補助金の運用規程がある場合にはそれに従い、不正に使用してはならない。研究や実践活動においては、補助をする特定の個人・団体の利益や価値観にかかわらず、研究者は学術的中立性を保ち、事実に基づいた正確な結果を報告する義務がある。